

令和 7 年

行方市農業委員会

第 4 回総会会議録

(令和 7 年 4 月 2 5 日)

令和7年4月25日 行方市農業委員会第4回総会を行方市役所北浦庁舎第1会議室において開催し、その内容は次のとおりである。

1 本日の会議に付した議案

- 議案第20号
- 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について
- 議案第21号
- 農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可について
- 議案第22号
- 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について
- 議案第23号
- 現況証明願について
- 議案第24号
- 令和7年度事業計画について
- 議案第25号
- 農地中間管理事業の推進に関する農用地利用促進計画案の意見決定について
- 報告第18号
- 制限除外の移動届の受理について
- 報告第19号
- 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
- 報告第20号
- 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- 報告第21号
- 農業委員及び農地利用最適化推進委員活動状況について

2 本日の出席委員

- 1番

一 村 栄
- 2番

豊 村 由 貴
- 3番

大 原 一 美
- 4番

野 口 浩
- 5番

木 村 守
- 7番

飯 島 清
- 8番

関 口 順 一
- 9番

谷田川 栄
- 10番

近 藤 芳 子
- 11番

茂 木 孝
- 12番

橋 本 清
- 13番

横 瀬 忠 美
- 14番

本 澤 政 雄
- 15番

風 間 啓 次
- 16番

小 沼 正 二
- 17番

郡 司 正 彦
- 18番

椎 名 勇
- 19番

高 塚 利 英

本日の出席推進委員

- 1番

深 澤 泉
- 2番

平 山 正
- 3番

金 田 景 行
- 4番

宮 寄 春 樹
- 5番

箕 輪 澄 子
- 6番

森 山 正 一
- 7番

小 澤 信 一
- 8番

山 崎 雄 一
- 9番

一 條 克 之
- 10番

小 嶋 得 男
- 11番

横 田 俊 信
- 12番

宇 井 勝 之
- 14番

川 島 隆 道
- 16番

千ヶ崎 敏 男

3 本日の欠席委員

本日の欠席推進委員

- 6番

阿 部 力 男
- 13番

野 原 賢 一
- 15番

石 田 充 春

4 議事内容

事務局

(開会宣言) 午後 3時00分

皆様、ご苦労さまでございます。

委員の皆様おそろいのようなので、進めさせていただきます。

それでは、総会に先立ちまして、椎名農業委員会会長よりご挨拶をお願いいたします

	す
	(会長挨拶)
会 長	それでは、一言ご挨拶をいたします。 本日はお忙しい中、第4回総会へご出席をいただきまして、ありがとうございます。 また、総会前の役員会、広報委員会ということで、役員の皆様、広報委員の皆様、ご苦労さまでした。 今もございましたが、4月1日付で荒井係長が農業委員会事務局へ異動してまいりました。荒井さんにおかれましては、これからよろしくお願いいたします。 さて、農水省は18日、24年産米の相対取引価格が60キロ当たり2万5,878円となり、前月から2%、609円下げたと公表しました。そして、23日から25日に備蓄米の3回目の入札、23年産米10万トンの入札を開くと16日に発表しました。今後の価格の動向に注目したいと思います。ちなみに、1回、2回の入札価格は2万1,053円、これ税別でございます。 最後になりますが、議案の審議をお願い申し上げて、挨拶といたします。
	(議長の選出)
事 務 局	ありがとうございました。 それでは、議事日程に入っていきますが、その前に資料の閲覧の準備をお願いいたします。 それでは、議事日程に入ります。 議長につきましては、農業委員会規則第5条第1項によりまして椎名会長に議長としての議事進行をお願いいたします。
	(委員の出席状況)
議 長	では、まず資格審査報告です。 ただいまの出席委員18名、欠席委員は1名ですので、定数に達しております。 それでは、ただいまから令和7年行方市農業委員会第4回総会を開会いたします。
	(会議録署名人の指名)
議 長	会議録署名人の指名については、議長において次のように指名いたします。 17番郡司正彦委員 19番高塚利英委員。
	(書記の任命)
議 長	総会書記の任命については、事務局の稲田局長補佐、荒井係長を任命いたします。
	(会期)
議 長	次に、日程第3、会期の決定であります。本日の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
全 員	異議なし。(全員一致)

議	長	異議なしと認め、会期は本日 1 日といたします。
		(経過報告)
議	長	次に、日程第 4、経過報告について、事務局より報告願います。
事	務	私からは、経過報告につきまして、経過報告をさせていただきます。
局		今回、前回の 3 月 2 5 日の総会以降、特に行事はなかったという状況でございます。
		その中で、今年度の 4 月 1 日、2 日等で県内の各農業委員会の改選がかなり行われている状況でございます。鹿行地区内におきましても、行方市と鹿嶋市を除く銚田市、潮来市、神栖市で改選があったところでございます。その中で、会長につきましては、潮来市、銚田市につきましては、そのまま前会長が引き継いだというような状況でございます。あと、神栖市につきましては、会長も改選されたような通知が来ております。
		以上でございます。
		(議案の審議)
議	長	それでは、日程第 5、議案の審議に入ります。
		(議案第 2 0 号)
議	長	議案第 2 0 号 農地法第 3 条の規定による権利の設定、移転の許可についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事	務	議案第 2 0 号 農地法第 3 条の規定による権利の設定、移転の許可について下記のとおり許可申請があったので提案する。令和 7 年 4 月 2 5 日提出、行方市農業委員会 会長 椎名勇。
局		案件につきましては、第 1 0 項までとなっております。事務局説明は、事前に配付しておりますので、割愛させていただきます。
		なお、第 1 項から第 1 0 項におきまして、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。
議	長	1 項ごとに審議いたします。1 項の調査員より調査の報告を求めます。
		1 5 番、風間委員。
1	5	1 5 番、風間です。1 項の調査報告をいたします。
番		今回の調査は関口、飯島両委員さん、推進委員の千ヶ崎さんと調査してまいりました。
		譲受人は、市内若海地区在住、7 3 歳の男性です。譲渡人は、同地区在住、8 0 歳の女性です。申請事由は、農業経営の規模拡大です。区分は、所有権移転となります。調査の結果、問題ないものと調査してまいりました。ご審議よろしく願います。以上です。
議	長	調査の結果は、何も問題もなく、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 議	員 長	異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、1項は原案のとおり可決いたします。
議 1	長 3 番	次に、2項の調査員より調査の報告を求めます。13番、横瀬委員。 13番、横瀬です。第2項の調査報告をします。 この案件については、茂木委員、小澤推進委員とともに調査してまいりました。 受人は、67歳、同市山田に在住し、農業の女性です。2人の従業員でレンコンを中心 に田畑1町歩を営農しております。渡人も67歳、潮来市に在住しています。 同級生ようです。実家を離れ管理ができなく、近所に住む同級生に頼んだそうで す。申請事由は、経営の安定を図るため。調査の結果、問題ないものと調査してま いりました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。
議	長	調査の結果は、同級生に畑を管理してもらうということで、許可相当ということで した。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 議	員 長	異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、2項は原案のとおり可決いたします。
議 1	長 6 番	次に、3項の調査員より調査の報告を求めます。16番、小沼委員。 16番、小沼です。3項の調査報告します。 この調査には、麻生、太田4人で調査をまいりました。 譲受人は、行方市麻生、75歳、農業の男性の方です。譲渡人は、土浦市歯科医師 72歳男性の方です。申請理由は、農業経営の規模拡大。区分は、売買による所有 権移転です。譲受人は水稲2万5,279平米、年間200日、家から1キロ、農 機具もそろっており、許可相当と調査をしてまいりました。皆様のご審議よろしく お願いします。
議	長	調査の結果は、農機具等もそろっており、許可相当ということでした。審議をお願 いいたします。ご異議ございませんか。
全 議	員 長	異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、3項は原案のとおり可決いたします。
議 1	長 9 番	次に、4項、5項は関連がありますので、一括審議といたします。19番、高塚委 員。 19番、高塚です。4項、5項は関連がありますので、一括で調査報告をいたしま す。 調査には、木村委員、野原推進委員にも同行を願いました。 譲受人は、市内手賀在住、会社員兼農業の40代の男性の方です。4項の譲渡人 は、市内手賀在住、無職の90代の女性の方です。5項の譲渡人も市内手賀在住、 無職の80代の女性の方です。2人の関係は、4項の方は祖母、5項の方は母親で あります。申請理由は、新規就農ということです。区分は、贈与による所有権の移 転となります。譲受人は、会社に勤める傍ら、狩猟の免許を取りイノシシの駆除を しているそうです。そのほかミツバチも飼っており、ハチミツも販売しているそう

		でございます。また、米作りもしたいということでした。農機具は親が使っていた物を使うそうでございます。通作距離は2分くらい。ごく近くで、やる気も十分であると思い、将来有望であります。調査の結果は、許可相当でございます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、農機具もそろい、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、4項、5項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、6項の調査員より調査の報告を求めます。10番、近藤委員。
1	0	10番、近藤でございます。6項について調査報告いたします。
		調査には、本澤委員さん、小嶋、横田両推進委員さんに協力をしていただきました。
		受人は、行方市在住、69歳の農業兼会社経営の男性の方です。水稻3万3,693平米、野菜1万1,250平米を作付しております。渡人は、行方市在住、69歳の農業の男性の方です。申請事由は、農業経営規模拡大のためで、区分は、売買による所有権移転でございます。農業従事日数も250日以上、農機具もそろっております。今回権利を設定する土地は3筆ございますが、2筆は行方警察署北浦駐在所より南へ500メートル、1筆は北へ500メートル、自宅からも2.5キロほどの距離でございます。規模拡大したいためとのことであり、何の問題もなく、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上でございます。
議	長	調査の結果は、年間労働時間250日以上、また、農機具等もそろっており、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、6項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、7項の調査員より調査の報告を求めます。16番、小沼委員。
1	6	16番、小沼です。7項の調査報告します。
		この調査には、麻生、太田4人で調査をしてまいりました。
		譲受人は、行方市麻生、59歳、農業の男性の方です。譲渡人は、行方市麻生、82歳、農業の男性の方です。2人の関係は親子です。申請理由は、農業経営の安定を図る。区分は、贈与による所有権移転です。田畑を合わせて9,690平米。譲受人は高齢なので、息子に贈与したいとのことです。農機具もそろっており、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお祈いします。
議	長	調査の結果は、息子に経営を譲る、そして農機具等もそろっており、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、7項は原案のとおり可決いたします。

議	長	次に、８項、９項は関連がありますので、一括審議といたします。調査員より調査の報告を求めます。３番、大原委員。
３	番	３番、大原です。議案２０号、８項、９項は関連いたしますので、一括での調査報告をいたします。 調査は、阿部委員、一条推進委員、山崎推進委員と実施いたしました。 ８項の受人は、南高岡、８０代男性です。渡人が南高岡、７０代女性です。農地は自宅から１．８キロ、３分の場所です。９項の受人は、南高岡、７０代女性。渡人は、南高岡、８０代男性です。農地は、自宅と隣接地となります。８項と９項の農地交換になります。農地面積が異なりますが、双方の申請理由の農地の経営の効率化、安定を図るための所有権移転です。双方とも軽トラック、トラクター等農機具も所有しており、また、書類関係も問題ないものと調査してまいりました。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、農地を交換して作業の効率化を図るということで、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、８項、９項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、１０項の調査員より調査の報告を求めます。１番、一村委員。
１	番	１番、一村です。第１０項について報告いたします。 この案件は、橋本委員、金田推進委員、宮寄推進委員の協力を得て行いました。 譲受人は、新宮在住、６０代の男性の方。譲渡人は、千葉市在住の７０代女性の方で、譲受人と譲渡人は親戚同士の関係です。申請理由は、農業経営の規模拡大のため、区分は、売買による所有権移転です。今回取得しようとする土地は、譲受人の所有する田んぼに隣接しており、また、譲渡人が千葉市に住んでいて田んぼの管理が不可能なこともあり、荒らしたくないので買い取って、自分の田んぼと一緒に管理しようということです。家からの距離も１キロも離れていない場所であり、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議	長	調査の結果は、２人は親戚関係にあり、そして、田んぼは自宅から１キロメートルということで、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、１０項は原案のとおり可決いたします。
		（議案第２１号）
議	長	議案第２１号 農地法第５条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事	務	議案第２１号 農地法第５条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可について、下記のとおり許可申請があったので提案する。令和７年４月
局		２５日提出、行方市農業委員長 椎名勇。

事務局	案件につきましては、第9項までとなっております。事務局説明は、事前に配付しておりますので、割愛させていただきます。以上です。 こちら議案第21号につきましては、取下げがあったところでございます。こちらの第7項、第8項につきましては、申請内容に誤りがあったため取下げということになっておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。
議長	それでは、1項ごとに審議いたします。調査員より調査の報告を求めます。16番、小沼委員。
16番	1項の調査報告します。この案件は、椎名会長の案件です。 調査には野口委員さん、推進委員の森山さん、箕輪さんの協力をいただきました。この土地は、令和6年10月に農振除外の申請にあった案件でございます。 譲受人は、行方市小高在住、24歳の男性の方です。譲渡人は、行方市小高在住、76歳の男性の方です。2人の関係は孫と祖父になります。転用理由は、結婚し家族が増え、手狭になり、分家して一般住宅を建築したいことです。区分は贈与による所有権移転です。令和7年3月4日に申出人かかりの土地を農振地域から除外する方針が出されました。事業計画書等、関係書類も添付してあります。許可相当と調査をしてまいりました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上です。
議長	調査の結果は、関係書類も添付してあり、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全議員	異議なし。（全員一致）
議長	異議なしと認め、1項は原案のとおり可決いたします。
議長	次に、2項の調査委員より調査の報告を求めます。16番、小沼委員。
16番	16番、小沼です。椎名会長の案件でございます。第2項の調査報告をします。 調査には野口委員さん、推進委員の森山さん、箕輪さんの協力をいただきました。 譲受人は、行方市島並、法人の代表取締役の男性です。譲渡人は、行方市手賀、老人ホームの91歳の女性の方です。転用理由は、駐車場、資材置場です。区分は、売買による所有権の移転です。転用理由は、詳細は建設用業務土地材料の搬出入をポルトレラーで行っていましたが、駐車場がなく、会社前に駐車しておりますが、近隣に麻生中学校があり、通学路でもあり、近隣住民の通行もあるため、駐車場の確保が急務となっております。当社土地は当該隣接地であり、資材の搬入並びに資材置場として適地であるため、今回の申請に至りました。農用地地内の証明書、事業計画書の関係書類も添付しており、許可相当と調査しております。皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上です。
議長	調査の結果は、事業計画書、その他書類も添付してあり、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全議員	異議なし。（全員一致）
議長	異議なしと認め、2項は原案のとおり可決いたします。
議長	次に、3項の調査員より調査の報告を求めます。13番、横瀬委員。

1	3	番	1 3 番、横瀬です。第 3 項の調査報告をします。 この案件についても、茂木委員、小澤推進委員とともに調査してまいりました。 譲受人は、京都市に在住する太陽光発電を手がける会社の代表取締役です。渡人は、同市内宿に在住し、5 9 歳の農業の男性です。申請事由は、受人の要望によりということでした。数十年前より耕作放棄地であり、周辺も太陽光発電を行っています。場所は、北浦第 2 グラウンドの東側に当たります。近隣農地にも問題もなく、書類等もつくられており、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。
議	長		調査の結果は、現地は耕作放棄地、近隣への影響もなく、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員		異議なし。（全員一致）
議	長		異議なしと認め、3 項は原案のとおり可決いたします。
1	4	番	次に、4 項の調査員より調査の報告を求めます。1 4 番、本澤委員。 1 4 番、本澤です。第 4 項の調査結果について報告をいたします。 なお、この調査には、近藤委員、小嶋、横田両推進委員の協力の下、調査をしてまいりました。 譲受人は、潮来市在住の 3 8 歳の男性です。譲渡人は、市内長野江在住の 7 4 歳の男性です。2 人の関係は親子であります。転用事由として、現在潮来市内のアパートで生活しておりますが、家族も増え手狭になり、自己用住宅を新築するに当たり、実家に隣接する農地を使用貸借権で転用するものです。場所的には、化蘇沼稻荷神社の北側 1 0 0 メートルぐらいのところであります。事業計画書、資金計画書、隣地の同意書も添付され、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。
議	長		調査の結果は、家族が増えて家が建てたい、そこで、親子ということで何の問題もないということでした。その他、書類も添付してあるということでした。許可ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員		異議なし。（全員一致）
議	長		異議なしと認め、4 項は原案のとおり可決いたします。
4	番		次に、5 項の調査員より調査の報告を求めます。4 番、野口委員。 4 番、野口です。第 5 項について調査報告いたします。 この調査は、椎名委員さん、推進委員の森山さん、箕輪さんにご協力いただき、調査してまいりました。 譲受人は、市内在住の会社経営、法人の女性で、譲渡人は、市内在住の 5 3 歳の男性です。申請事由は、砂利採取事業に伴う進入路の一時転用で、許可日から 3 年間、譲受人の要望により合意となりました。場所は、市内南で 3 5 0 号沿い北へ 1 0 0 メートル付近で、地目は畑、現況は休耕地となっており、面積は 1 1 4 平方メートルで、区分は、使用貸借権の設定です。例外として、仮設工作物の設置等、一時的な利用に供するためのものであって、目的を達成する上で認められることがで

		きるとして、許可相当として調査してまいりました。皆様のご審議よろしく願ひいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、問題もなく、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、５項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、６項の調査員より調査の報告を求めます。８番、関口委員。
８	番	８番、関口です。６項について調査報告をいたします。 この本件は、風間、飯島農業委員、千ヶ崎推進委員とともに現地調査を行いました。 譲受人は、東京都中央区在住の会社法人であります。譲渡人は、市内八木蒔在住の４１歳の男性です。申請事由は、太陽光発電施設の設置で、区分は、売買による所有権移転であります。譲受人は、今後農業を営む後継者がいないため、土地の管理及び利用が難しいと考え、太陽光発電所設置により土地の荒廃化を防ぎ、農地を有効利用できるように貢献したい。譲受人は、国のエネルギー事業に寄与することを目的とした開発事業を行っており、新たに太陽光発電施設用地を探していたところ、計画規模に適した土地であることから、譲り受けることとなりました。申請地に用いる設備はパネル１８８枚で、パネル面積は４８５．６平米になります。現地は、八木蒔にある精密機械製造会社の東側２００メートルの場所であります。調査の結果、事業計画書、資金計画書もそろっており、許可相当と調査をしてまいりました。皆様のご審議をよろしく願ひいたします。
議	長	調査の結果は、事業計画書、もろもろ関係書類も添付してあり、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、６項は原案のとおり可決いたします。
議	長	先ほど、７項、８項の取下げの説明がございました。
８	番	次に、９項の調査員より調査の報告を求めます。８番、関口委員。 ８番、関口です。９項について調査を報告いたします。 この案件は、風間、飯島農業委員、千ヶ崎推進委員とともに現地調査を行いました。 譲受人は、市内浜に在住する株式会社の法人です。譲渡人は、市内玉造に在住する男性です。申請事由は、資材置場で、区分は、売買による所有権移転です。譲渡人の土地は現在休耕地であり、今後何も作らないという状態なので、売却をするとのことです。譲受人は、安定した資材の供給及び管理が必要であり、国道３５４号線及び３５５号線に近く、アクセスが共によいこの土地を資材置場として使用したいとのことです。申請地は、国道３５５号線にある和食店より東へ１００メートルのところですよ。調査の結果、事業計画書、資金計画書もそろっており、許可相当と調査をしてまいりました。皆様のご審議をよろしく願ひいたします。

議	長	調査の結果は、土地が休耕地であり、そのほか、関係書類も添付してあり、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、９項は原案のとおり可決いたします。
		（議案第２２号）
議	長	議案第２２号 農地法第５条の規定による許可後の事業計画変更の承認についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事	務	議案第２２号 農地法第５条の規定による許可後の事業計画変更の承認について、
局		下記のとおり承認申請があったので提案する。令和７年４月２５日提出、行方市農業委員会 会長 椎名勇。
		案件につきましては、第１項のみとなっております。事務局説明は、事前に配付しておりますので、割愛させていただきます。以上です。
議	長	１項ごとに審議いたします。それでは、調査員より調査の報告を求めます。９番、
９	番	谷田川委員。
		９番、谷田川です。第１項についてご報告いたします。
		なお、調査については、麻生、太田両地区４名で調査をしてまいりました。
		譲受人は、東京都に支店を置く建設業を営む法人です。渡人は、市内石神在住の農業の男性です。申請事由は、東関道工事の現場事務所として使用するためです。区分については、賃貸借権。期間は、許可日から令和８年３月３１日までの期間延長になります。調査の結果、許可相当と調査してまいりました。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、現場事務所、東関道の建設に係る事務所になるということです。何の問題もなく、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、１項は原案のとおり可決いたします。
		（議案第２３号）
議	長	議案第２３号 現況証明願についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事	務	議案第２３号 現況証明願について、下記のとおり証明願があったので提案する。
局		令和７年４月２５日提出、行方市農業委員会 会長 椎名勇。
		案件につきましては、第２項までとなっております。事務局説明は、事前に配付しておりますので、割愛させていただきます。以上です。
議	長	１項ごとに審議いたします。１項の調査員より調査の報告を求めます。１６番、小

		沼委員。
1	6	番
		16番、小沼です。1項の調査報告をします。
		この調査には、麻生、太田4人で調査をまいりました。
		申請人は、行方市麻生、50代の男性の方です。願出要旨は、地目変更登記のため。区分は非農地証明です。現地を確認してまいりましたが、約20年以上前から耕作しておらず原野化しており、復元するのも困難な状況です。場所は、麻生中学校東側500メートル付近になります。証明願の発行に何ら問題ないと調査をまいりました。皆様のご審議よろしく申し上げます。
議	長	調査の結果は、20年以上前から耕作しておらず原野化している、何も問題もなく許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、1項は証明書を交付することに決定いたします。
議	長	次に、2項の調査員より調査の報告を求めます。11番、茂木委員。
1	1	番
		11番、茂木です。現況証明、2項の調査報告をします。
		この案件には、横瀬委員、小澤推進委員の協力の下、調査してまいりました。
		申請人は、埼玉県川口市在住の男性です。申請事由につきましては、地目変更、非農地証明の交付になります。行方市繁昌、畑992平米は、30年放置のままで原野化しており、農地に復元するのは極めて困難な状況であると判断し、非農地証明の交付は妥当であると調査してまいりました。皆様のご審議よろしく申し上げます。
議	長	調査の結果は、30年以上前から耕作しておらず原野化している、問題もなく許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、2項は証明書を交付することに決定いたします。
		（議案第24号）
議	長	議案第24号 令和7年度事業計画の件を議題といたします。事務局より説明願います。
事	務	局
		それでは、続きまして、議案第24号 令和7年度事業計画について、下記のとおり令和7年度事業計画を作成したので承認を求める。令和7年4月25日提出、行方市農業委員長 椎名勇。
		それでは、総会資料のほうの資料ナンバー1を開けていただきたいと思います。総会資料のフォルダの資料ナンバー1であります。
		令和7年度農業委員会事業計画書（案）につきましては、大きな柱として5つ、ローマ数字の1の事業方針から5の令和7年度行方市農業委員会事業予定表までの5つの項目で、計画書を作成いたしました。
		全体の構成といたしましては、農地の集積・集約化や遊休農地の解消、そして担い手の確保・育成を柱としており、農地利用の最適化を進めていくこととしておりま

		す。 また、各種活動におきまして積極的に活動を推進し、今年度も引き続き推進をお願いしたいと思います。 ページが飛びまして、８ページ、９ページですけれども、こちらは令和７年度の事業予定表というものを掲載しております。 農業委員会の主催事業、こちらをメインとして行事予定表を作成しております、行方市の関係団体の充て職となっている行事等については割愛をしております。 最後に、１１ページ以降は付表ということで、本市の概要から農業委員会に関連した状況の実績のほか、令和７年度農業労賃及び賃借料情報なども計画書の中に盛り込みましたので、ご確認をいただきたいと思います。 簡単ではございますが、以上で説明を終わります。
議	長	ただいま事務局より説明がありましたが、行方市農業委員会の１年間の事業計画につきましては、３月２５日に役員会を開催しまして、慎重なる審議をした経緯がございます。 委員各位のご了解をいただいて、事業実施をしまいたいと考えております。ご審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 議	員 長	異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、令和７年度事業計画を決定いたします。
		（議案第２５号）
議	長	議案第２５号 農地中間管理事業の推進に関する農用地利用集積等促進計画案の意見決定についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事 務 局		議案第２５号 農地中間管理事業の推進に関する農用地利用促進計画案の意見決定について、下記のとおり意見を求められたので提案する。令和７年４月２５日提出、行方市農業委員長 椎名勇。 別紙、資料ナンバー２をご覧くださいと思います。 行方市長より、行方市農業委員長宛てに農用地利用促進計画案に係る意見を求められております。計画案は、令和７年６月１日始期の新規１９件、３７筆、５万８，６２３平米になります。詳細につきましては、次のページの一覧表でご確認いただきたいと思います。以上です。
議 全 議	長 員 長	ご審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。 異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、農地中間管理事業の推進に関する農用地利用集積等促進計画案の意見決定については、原案のとおり決定いたします。
		（報告第１８号）（報告第１９号）（報告第２０号）（報告第２１号）
議	長	次に、報告案件に入ります。報告第１８号 制限除外の移動届の受理について、報

		告第19号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、報告第20号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、報告第21号 農業委員及び農地利用最適化推進委員活動状況について、以上の報告案件について、一括して事務局より説明願います。
事務局		報告第18号 制限除外の移動届の受理について、下記のとおり報告する。令和7年4月25日提出、行方市農業委員会長 椎名勇。 第1項につきましては、高压架空送電線路工事用地のための届出となります。 第2項につきましては、農業用資材置場のための届出となります。 第3項から第18項につきましては、市の道路事業により市が道路用地として買収したものの届出となります。 第4項につきましては、農業作業用車庫、農業用倉庫及び農作業スペースの届出となります。 続きまして、報告第19号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、下記のとおり報告する。令和7年4月25日提出、行方市農業委員会長 椎名勇。 こちらは相続により所有権を取得された方の届出8件の一覧になりますので、ご確認ください。 続きまして、報告第20号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、下記のとおり報告する。令和7年4月25日提出、行方市農業委員会長 椎名勇。 こちらは合意解約により賃借権を解約した通知があった6件の一覧になります。ご確認ください。 続きまして、報告第21号 農業委員及び農地利用最適化推進委員活動状況について、下記のとおり報告する。令和7年4月25日提出、行方市農業委員会長 椎名勇。 こちらは先月に提出いただきました活動記録簿を集計したものになります。こちらでもご確認をいただければと思います。以上です。
議 全 議	長 員 長	報告案件について質疑を求めます。ご異議ございませんか。 異議なし。（全員一致） 異議なしと認めます。 （閉会宣告） 午後 3時50分
議	長	これにて、本総会に付議された案件の審議は全て終了しました。よって、第4回総会を閉会いたします。ご苦労さまでした。